

# Gina & Partners (NZ) Ltd

## 留学・インターンシップ約款

### 第1条(申込条件)

- 申込者は、心身ともに健康であり、Gina & Partners (NZ) Ltd(以下「当社」といい、当社が認めた代理店を含む)の提供する語学研修・留学・インターンシップを目的とした渡航に関する申込条件を十分に理解し、当社・受入れ教育機関・インターンシップ受入れ機関の規則、ならびにニュージーランドの法令を遵守できるものとする。
- 申込時に健康上の懸念または特別な配慮が必要な事項がある場合、申込者は当社へ申告しなければならない。状況により医師の診断書の提出を求める場合があり、内容によってはプログラム参加をお断りする場合がある。
- 申込者が18歳未満の場合、保護者の同意を必要とする。
- 8歳未満の申込者が留学プログラムに申込む場合、当社が別途定める同意事項および行動規範に同意し遵守しなければならない。申込者が18歳以上であっても、ニュージーランドの現地高校に在籍中は、18歳未満と同様の規定が適用される。

### 第2条(申し込みと契約の成立)

- 当約款に基づく申し込みおよび契約の成立は、申込者が当社所定の申込書を提出し、請求書に記載された費用(以下「申込費用」という)を支払い、当社が申込書および申込費用の受領を確認した時点とする。ただし、申込者と当社の間で別途契約成立時期を定めた場合はこの限りではない。
- 団体プログラムの場合、団体責任者が申込費用を当社に支払い、当社がこれを受領した時点で契約が成立する。航空券および海外旅行保険の手続きについては、各航空会社および保険会社の規定が適用される。
- 申込時期その他の事情により必要と当社が判断した場合、当社は緊急手配料を請求することができる。

### 第3条(申し込みの拒否)

当社は、申込者が次のいずれかに該当すると判断した場合、申し込みを拒否することがある。

- 申込者が18歳未満で、保護者の同意が得られない場合。
- 申込者が希望するプログラム・学校・コース等の受け入れ枠がなく、客観的に留学受入れの可能性が低いと判断される場合。
- 希望校等の申込締切またはインターン開始日までに必要な手続きが間に合わないと当社が判断した場合。
- 申込者が法令または公序良俗に反すると判断される行為、または受入れ教育機関・受入れ先に支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合。
- 申込者の過去の病歴や現在の心身の状態により、留学または海外就労に不適切であると判断される場合。
- その他、当社が不適当と判断した場合。

### 第4条(プログラムの範囲)

当社が提供するプログラムは、申込条件に基づき、出発までの学校手続き・情報提供・カウンセリング等のサポートを行うものであるが、以下の事項を保証するものではない。

- 希望教育機関への入学
- インターン先での配属確約
- 学業成績の向上

### ・コース修了・卒業

・資格取得

プログラムサービスの内容は次のとおりとする。

- 学校選定  
申込者の希望に基づき、学校・コース選択に関するカウンセリングを行う。
- 入学手続き代行  
必要書類の取得・作成・送付、費用送金、入学許可証の取得等を行う。
- インターンシップ手配  
有給または無給の職業体験先の手配および契約手続き等の事務サポートを行う。
- 宿泊手続き代行  
申込者の希望に応じ、ホームステイまたは寮の申込手続きを行う。
- 海外旅行保険・留学保険の加入手続き  
教育機関が求める保険加入の手続きを代行する。
- 現地サポート  
ニュージーランド滞在期間中の相談および問題解決サポートを行う。  
申込者が18歳未満で中学校・高校・語学学校に通う場合、現地サポートは必須とする。  
申込者が18歳以上でも、現地高校に在籍する場合は同様に必須とする。

### 第5条(諸費用)

- 当社が提供するサービス内容は、留学・インターンシップ費用として見積書に明示する。
- 上記以外の費用はすべて申込者負担とする。例として以下が含まれる:
  - 国際航空運賃
  - ビザ申請にかかる医療検査費用
  - 怪我・病気の際の医療費
  - 宿泊先から学校・インターン先までの交通費
- 当社が妥当と判断する面接回数内でインターン先が確保できなかった場合、申込者は NZ\$575(GST込)を支払うことで、最大3回まで追加面接を手配できる。

### 第6条(費用の支払い)

- 申込者は、申込書提出後、当社指定の期日までに申込費用を指定口座に振り込むものとする。
- 申込費用が確認されるまで当社は手配を開始せず、期日までに支払いが確認できない場合、当社はプログラム提供を停止することがある。
- 振込手数料および返金時に発生する振込手数料は、すべて申込者が負担する。

### 第7条(申し込み後の取消し・変更手数料)

契約成立後に申し込みを取消す場合、申込者は書面(メール含む)にて当社へ通知するものとし、以下の規定を適用する。

- 申込費用のうち、別紙に定める取消手数料を取消手数料として扱う。
- 返金額は別紙に定める計算方法によって算定する。
- 当社は取消手数料を申込費用から差し引くことができる。  
なお、学校・保険会社・航空会社など第三者機関の返金規定は、各機関が定める規定を適用する。
- 申込者が留学プログラムの内容(渡航先など)を変更する場合、変更手数料を請求する。手配済みプログラムのキャンセルと新規申込みが必要となる場合がある。

### 第8条(当社からの解約)

当社は、申込者が次のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム開始前後を問わず即時に本契約を解除できるものとする。  
この場合、第2号(3)に定める場合を除き、申込者は当社に対して違約金・損害賠償等いかなる名目でも金銭を請求できない。

- 第6条に定める期日までに申込費用が支払われないとき。
- ビザ申請手続に関し、以下の事由が生じたとき。

- (1) 指定期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。
- (2) 提出書類が不完全であると当社が判断したとき。
- (3) NZeTAまたはビザの取得が渡航国当局により拒否されたとき。
- (当社は取得不可に関し責任を負わない。取消手数料および返金不可費用を除き返金する。)
- 3. 当社が申込者へ連絡をする必要があるにもかかわらず、1ヶ月以上応答がないとき。
- 4. 申込者が当社へ提出した情報に虚偽または重大な遗漏があることが判明したとき。
- 5. 申込者が反社会的勢力であると当社が判断したとき。
- 6. 当社または取引先に対し暴力的・不当な要求を行ったとき。
- 7. 申込者の行為が法令または公序良俗に反するとき。
- 8. 前各号に準ずる行為があり、申込者との信頼関係を維持できないと当社が判断したとき。

#### 第9条(免責事項)

当社は、当社の責めに帰さない次の事由によりプログラムの実施ができなかった場合、一切の責任を負わない。

- 1. 天災地変、戦争、暴動、交通機関・宿泊施設等のサービス停止、官公署の命令その他当社が関与し得ない事由による損害。
- 2. 申込者が渡航国の中止を取得できない、または渡航許可が下りなかつた場合。
- 3. 申込者の入学先、インターン受入れ機関、職業体験先、宿泊先などがやむを得ない事情により条件を変更し、または受入れ不可となつた場合。

#### 第10条(申込者の責任)

- 1. 申込者は、渡航後は自己の責任において行動するものとし、滞在中の事故・問題について当社は責任を負わない。
- 2. 申込者の故意または過失により当社に損害が発生した場合、申込者はその損害を賠償する。
- 3. 申込者がインターン受入れ企業の信頼を損なう行為をしたと当社が判断した場合、申込者は NZ\$1,000(GST込)を当社に支払う。ただし、やむを得ない事情(医師診断書等)がある場合、当社との協議により免除の全部または一部を行なうことができる。
- 4. 雇用契約は申込者の責任において締結するものとし、当社は雇用契約に関する説明責任を負わない。
- 5. 雇用契約の終了にあたり、申込者は受入れ企業の定める手続および担当者の指示に従うものとする。
- 6. し、申込者が雇用契約終了の手続きを行うものとする。

#### 第11条(プログラム内容等の変更)

当社は、現地委託機関および受入れ教育機関が提供する最新情報に基づき本プログラムを提供するが、現地側の事情によりプログラム内容が変更される場合がある。その場合、当社は責任を負わない。

#### 第12条(個人情報について)

- 1. 当社は、申込者が申込書に記載した個人情報を、申込者の連絡、交通機関・宿泊施設・語学学校・インターンシップ等の手配、ビザ申請手続等に必要な範囲で利用する。
- 2. 当社は、個人情報の正確性を保ち安全に管理する。不正アクセス・ウイルス等から個人情報を保護するため、合理的範囲で適切な安全対策を講じる。

#### 第13条(裁判管轄)

本約款に関する訴訟は ニュージーランド国内の裁判所を専属的管轄裁判所とする。

#### 第14条(約款の変更)

当社は、事情により本約款を予告なく変更する場合がある。

#### 第15条(準拠法)

本約款は ニュージーランド法を準拠法とし、同法に基づき解釈される。

Gina & Partners (NZ) Ltd

NZBN:9429036550579

2025年11月20日

## 当社の取消手数料

第2条1項により契約成立後、取消時期に関わらず以下の取消手数料が発生する。

1. NZ\$150

語学留学\*のみで、当社追加オプション費が NZ\$1,000 未満 の場合。

2. NZ\$1,000

上記(1)以外のプログラム。

## 第三者機関の取消手数料\*\*

学校、保険会社、航空会社、旅行会社、バス会社など、

第三者機関のキャンセル規定に基づく費用が別途発生する。

## 返金額の計算方法\*\*\*

1)語学留学のみ(追加オプション費1,000未満)

返金額=(申込費用 - 取消手数料)× 下記割合

※到着日前日を基準(NZ国内で契約した場合は「開始日前日」)

### 取消時期      返金率

30日以上前      100%

29~14日前      80%

13~7日前      70%

6~3日前      50%

2日前~当日・到着後      0%

2)上記以外のプログラム

返金額=(申込費用 - 取消手数料)× 下記割合

### 取消時期      返金率

45日以上前      100%

44~30日前      90%

29~14日前      70%

13~7日前      50%

6日前~当日・到着後      0%

\*「語学留学」とは、語学学校における英語コースへの入学を指す。

\*\*「第三者機関」とは、本プログラムの手配に関わる、当社以外のすべての企業を指す。

\*\*\* 申込者が契約締結時にニュージーランド国内にいる場合、「到着日前日」ではなく「プログラム開始日前日」から起算するものとする。